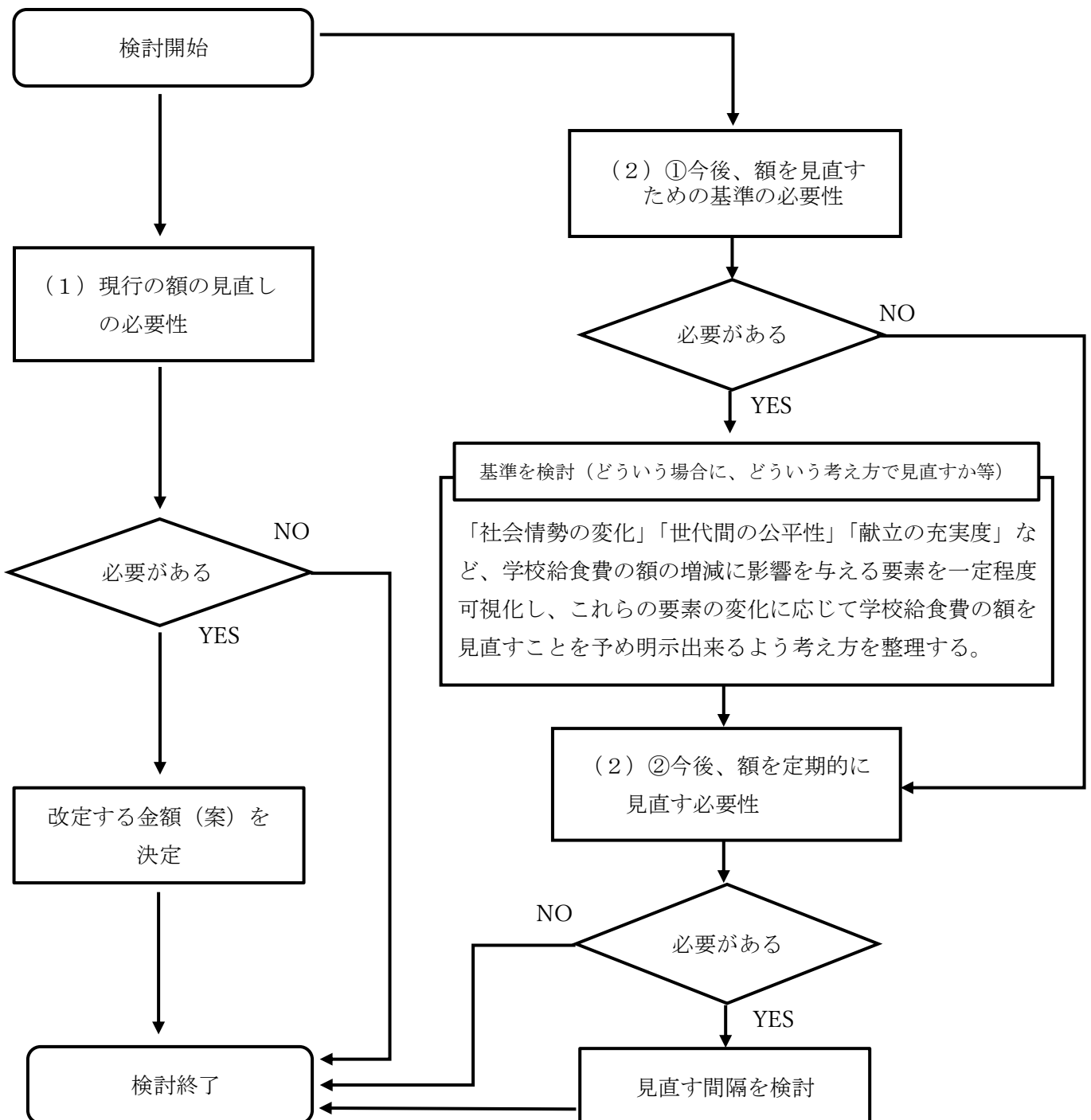


播磨町学校給食審議会において、「学校給食費の額の妥当性について」を検討するに当たっては、次の内容を整理する必要があると考えています。

- (1) 現行の学校給食費の額を見直す必要性の有無（見直しの必要があるか、ないか。ある場合は、どのくらいの額か。）
- (2) 今後、学校給食費の額を見直すための基準を設ける必要性の有無（①基準を設ける必要があるか、ないか。ある場合は、何を基準とするか。②また、定期的に見直す必要はあるか、ないか。ある場合は、どのくらいの間隔か。）

なお、上記内容の検討フローは概ね次の流れを想定しています。



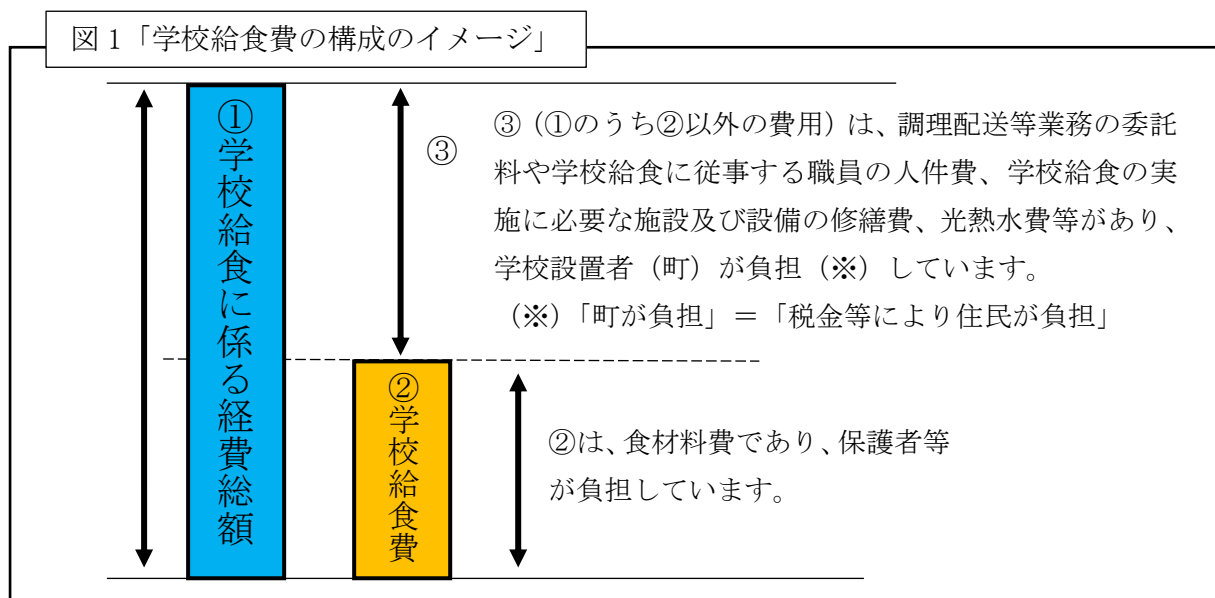
## 学校給食費の額の妥当性について

### (1) 現行の学校給食費の額を見直す必要性の有無

現行の学校給食費の額を見直す必要性の有無は、今までの学校給食費の改定経緯に加え、物価指数や消費税率、最低賃金といった社会情勢の変化その他文部科学省が示す学校給食実施基準別表（児童生徒が学校給食で摂取すべきエネルギー量や栄養素を示したもの）等を参考にして、保護者等学校給食費を負担する方の家計に与える影響も視野に入れながら総合的に判断する必要があります。

### 【播磨町学校給食会における現行の運用】

現行の播磨町における学校給食費の構成は次の図のとおりです。



また、現行の運用においては、学校給食費の額と児童生徒が食べる学校給食の量等との間に次の表のような関係があります。

表1

小学校給食	区分Ⅰ		区分Ⅱ		区分Ⅲ	
	小1	小2	小3	小4	小5	小6
学校給食費の額	257 円/食					
基準エネルギー量	530 (kcal)		650 (kcal)		780 (kcal)	
区分Ⅱを100としたときのエネルギー量の比率	81.53 (%)		100 (%)		120 (%)	
区分Ⅱを100としたときの学校給食の量の比率	80 (%)		100 (%)		120 (%)	

※小学校給食における「実際に児童が食べる学校給食の量に対する学校給食費の負担」は、区分Ⅰの期間では大きく、区分Ⅱの期間では均衡しており、区分Ⅲの期間では小さくなっています。

中学校給食	区分Ⅳ		
	中1	中2	中3
学校給食費の額	298 (円/食)		
学校給食の量	100 (%)		
基準エネルギー量	830 (kcal)		

※中学校給食における「実際に生徒が食べる学校給食の量に対する学校給食費の負担」は、理論上、年齢による差異は存在しません。

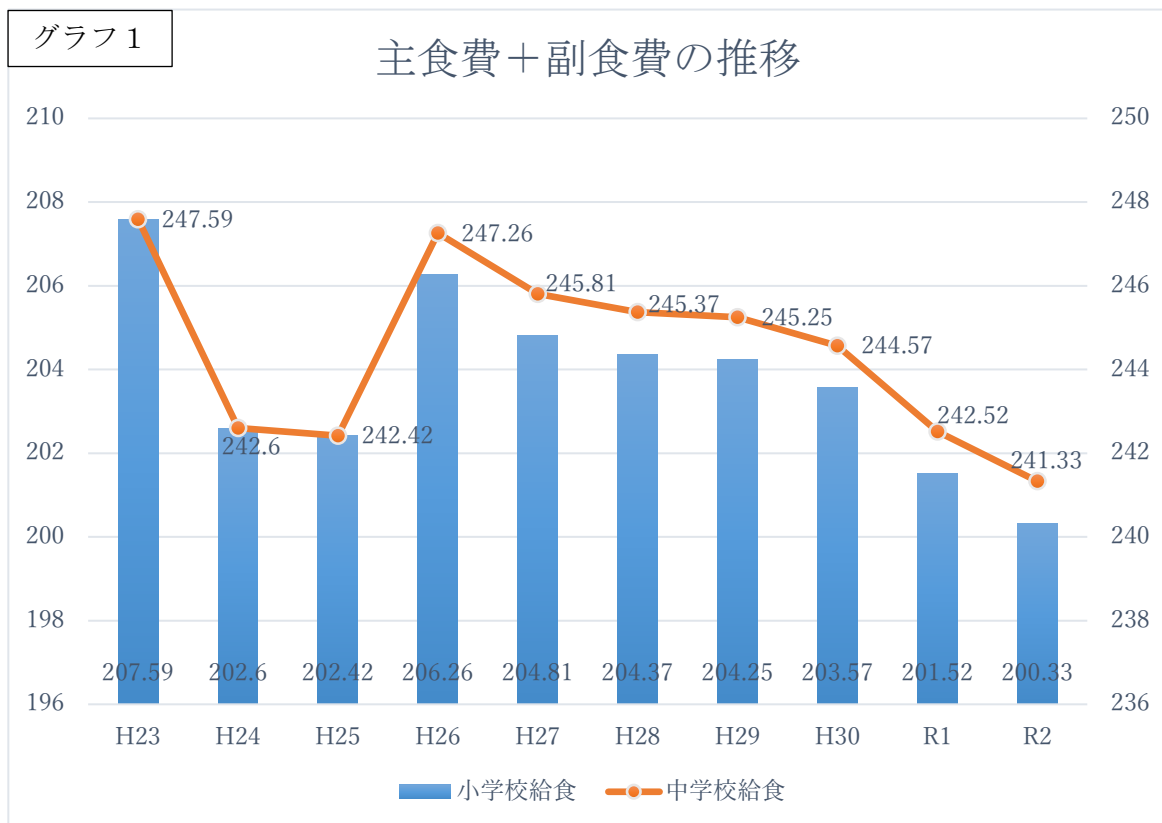
## 学校給食費の額の妥当性について

学校給食費の額に影響を与えると考えられる要素のうち、物価指数等の客観的に数値化された情報は、概ね次のとおりです。

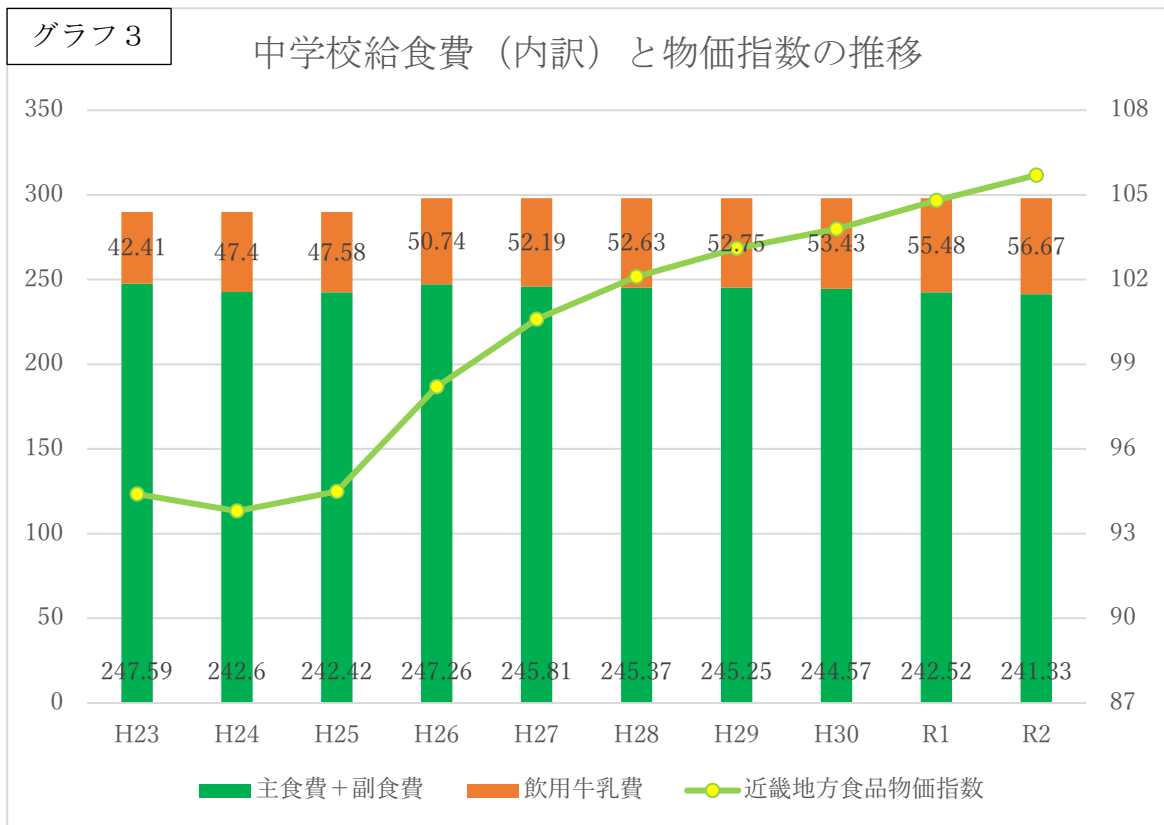
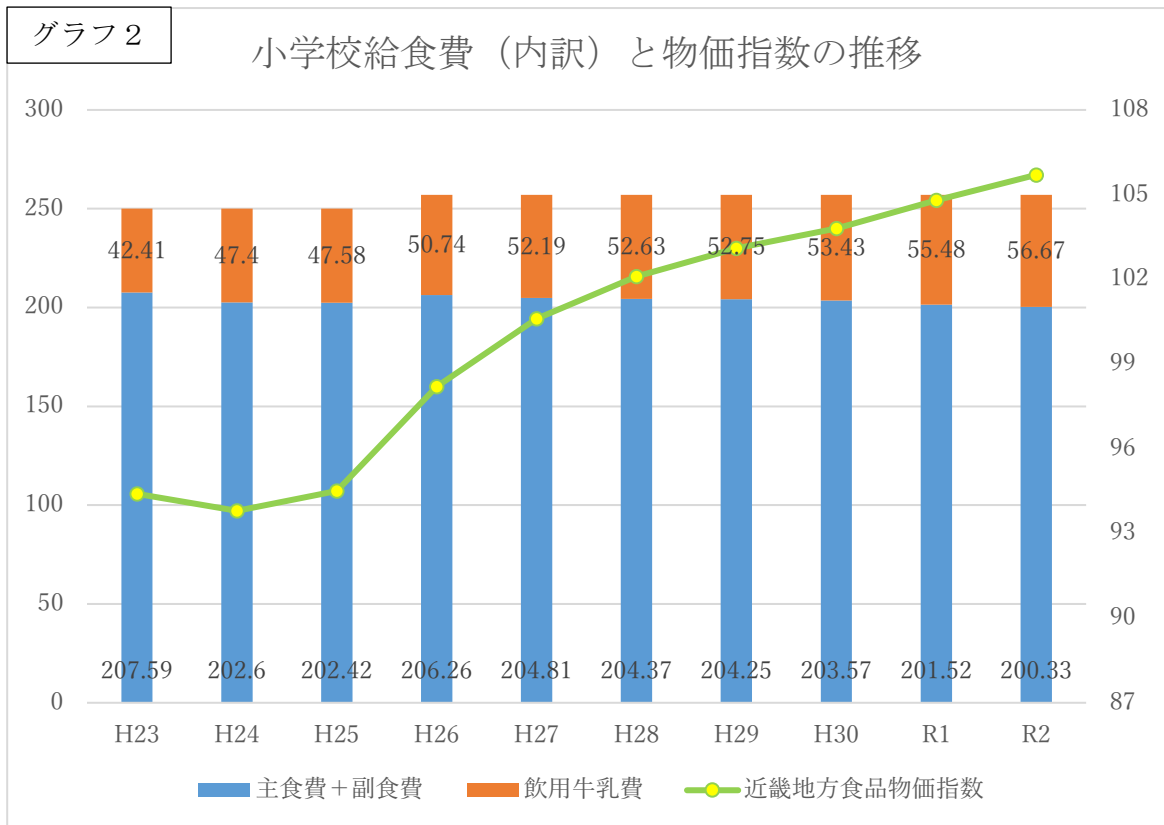
表 2

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
※ 1	近畿地方 食品 物価指数	94.4	93.8	94.5	98.2	100.6	102.1	103.1	103.8	104.8	105.7
※ 2	消費税率	5	5	5	8	8	8	8	8	10	10
	兵庫県 最低賃金	739	749	761	776	794	819	844	871	899	900
※ 3	小学校 給食費	250	250	250	257	257	257	257	257	257	257
※ 4		207.59	202.6	202.42	206.26	204.81	204.37	204.25	203.57	201.52	200.33
		42.41	47.4	47.58	50.74	52.19	52.63	52.75	53.43	55.48	56.67
※ 3	中学校 給食費	290	290	290	298	298	298	298	298	298	298
※ 4		247.59	242.6	242.42	247.26	245.81	245.37	245.25	244.57	242.52	241.33
		42.41	47.4	47.58	50.74	52.19	52.63	52.75	53.43	55.48	56.67

- ※ 1 総務省統計局が公表している消費者物価指数のうち、近畿地方・食品に係る物価指数。  
平成 27 年度を基準（100.6）とした際の比率で、各年度の平均値を記載。
- ※ 2 消費税率は、平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%、令和元年 10 月 1 日に 8%から 10%に増加。  
なお、学校給食の実施に係る食材料は、酒類等を除き、原則として軽減税率が適用。
- ※ 3 学校給食費は、平成 26 年度に小学校給食費を 250 円から 257 円に、中学校給食費を 290 円から 298 円に増額。
- ※ 4 給食費の内訳。上段に「主食費＋副食費（税込）」、下段に「飲用牛乳費（税込）」を記載。



学校給食費の額の妥当性について



## 学校給食費の額の妥当性について

### (2) 今後、学校給食費の額を見直すための基準を設ける必要性の有無

今後、学校給食費の額を見直すための基準を設ける必要性の有無を判断する方法としては、「見直しを行う理由」が何であるかを軸に分析し、「〇〇が△△になったから見直しが必要と考えられる」という原因と結果の予想から「〇〇が△△になったら見直す」という方針に置き換え、その方針に当てはまったら一定の計算式に基づき「●●円増減させる」という基準を予め設けるべきかを検討、判断するという方法が考えられます。

なお、上記基準を設けた場合、逆説的に「〇〇が△△にならなかつたら見直さなくて良い」という極端な誤解を招く可能性があるほか、そもそも「〇〇が△△になったから見直しが必要と考えられる」という予想が、精度の低い分析に基づいていた等の可能性もあるため、基準そのものの見直しも含めて学校給食費の額の妥当性を定期的に見直す体制（セルフチェック機能の充実）も併せて考える必要があります。

また、社会情勢の変化が著しい場合は、検討する要素や配慮を要する対象が多過ぎて原因と結果を分析しにくい、分析結果を反映させても更なる社会情勢の変化に耐えられない等といった可能性も予見され、「現実的に見直しの基準を設けることは困難」という結論もあり得るため、「見直しの基準は設けず、見直す頻度だけ定めておく」という選択肢もあり得ます。